

平成30年10月22日

## 第一次調査報告書の要旨

学校法人東京医科大学第三者委員会

### 1 問題行為の確認

日弁連ガイドラインに従い設置され、活動してきた当委員会は、平成30年度の医学科入学試験を中心に平成30年10月15日までに行った調査の結果、平成29年度及び30年度の入学者選定試験において、「公正かつ妥当な方法」による入学者選定とは認めがたい以下の行為（問題行為）が複数存在することを確認した。

#### (1) 属性調整

一般入試・センター利用入試の2次試験科目である「小論文試験」の点数について、受験生の属性（性別や高校卒業年からの経過年数）に応じて、一部の受験生にだけ点数を加点させて成績順位を高める等の調整を行っていた。

#### (2) 個別調整

前理事長ないし前学長が学務課職員に指示して、特定の入試受験生の試験成績の元の点数データ（素点）を書き換えさせて成績順位を高める等の調整を行っていた。

#### (3) 平成30年度推薦入試合否判定における問題行為

「平成29年度は女性が多かったから平成30年度は男性を多くとりたい」旨の前学長の考えのもと、入試委員会の会議体としての意思決定が歪められ、女性に不利益な合否判定結果となった強い疑いが存する。

#### (4) 平成30年度一般入試第2次試験の合否判定における他事考慮

平成30年度一般入試の合否判定において、特定の受験生につき不合格となる方向で議論が進んでいたが、前学長が「関係者なので」と発言し、不合格にならなかった。

#### (5) 平成30年度一般入試の繰上合格における問題行為

平成30年度一般入試に関して、前理事長が学務課職員に指示し、一般・補欠合格者選定名簿上、より上位にいた5名の順位を飛ばして、特定の受験生に電話連絡することにより、繰上合格の手続を行った。

### 2 成績表の復元

当委員会は、上記属性調整及び個別調整による影響を排除して元の点数（素点）に基づいた成績を復元した新合格者選定名簿を作製して調査報告書とともに東京医科大学に

提出した。

この復元作業に関連して、個別調整の詳細（対象者と加点内容）及び属性調整の詳細が判明した。そして、この新合格者選定名簿によると、平成30年度一般入試の女性受験者で合格ラインに達する順位の者（旧合格者選定名簿に基づき実際に繰上合格となった者のうち最も順位の低い者以上の順位となる者）の数は43名から82名に増加するという結果が出た。平成30年度センター利用入試でも女性が26名から31名に増加する結果となった。同じく、平成29年度一般入試では女性が55名から66名に増加し、平成29年度センター利用入試では女性が44名で変わらないという結果となった。

### 3 是正措置の提言

当委員会は、上記1及び2記載の検討結果を踏まえ、女性を不利益に取り扱う点数調整・合否判定、現役・浪人の別に着目した点数調整、さらには特定の受験生に対する点数調整・合否判定のいずれについても、憲法や教育基本法等の平等原則を求める法規範、教育基本法に示された大学の公共性、大学設置基準が求める入学者選抜の中立・公正、東京医科大学の学則以下の諸規程及び学生募集要項の趣旨にも反する不合理で許されないものであったと判断する。

そのうえで、東京医大に対し、これを前向きかつ合理性をもって是正する措置を講ずべきことを提言する。

その要点は、以下の3点である。

- ① 平成29年度及び平成30年度の一般入試及びセンター試験利用入試の第2次試験並びに推薦入試につき、速やかに入試委員会を開催し、属性調整及び個別調整がなかった原状に復した新合格者選定名簿をもって追加合否判定を実施し、その結果を公表すること。
- ② 上記①により追加合格と判定された者のうち、少なくとも平成30年度入試の追加合格者に対しては、平成31年度の東京医大が指定する入学日に入学することを申込みうる地位を認めること。併せて追加合格者からの補償等の請求があった場合には、誠実に対応すること。
- ③ 平成29年度及び平成30年度の一般入試に関して、速やかに入試委員会を開催し、個別調整がなかった原状に復した新合格者選定名簿をもって、第1次試験の追加合否判定を実施し、その結果を公表すること。また、この追加合否判定により新たに第1次試験合格と判定された者からの補償等の請求があった場合には、誠実に対応すること。

以上